

沓岐市農業委員会定例会（平成30年11月）

議 事 録

1. 開催日時 平成30年11月22日（木） 午前10時
 2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大会議室
 3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 15名
 4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員 …番 …委員
 5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
 6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第57号 非農地証明願について
 - 議案第58号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第59号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について
 - 議案第60号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について（木田地区）
 - 議案第61号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について
 7. 報告事項 農地改良等届出書について
 8. その他
-

開 会 （ 午前 10：00 ）

事務局 皆さん改めましてお早うございます。先月の農業委員視察研修に参加されました委員さん方、大変お疲れ様でした。それでは、定刻になりましたので、只今より平成30年11月の農業委員会の総会を開会致します。

本日は、…番 …委員さん、…番 …委員さん、それから…番 …委員さんより欠席の届け出がでております。

本日の出席委員は19名中16名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会

議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

はい、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。それから、3件共売買ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つのことを審議して頂くことになります。

22番 土地の所在

勝本町仲触字二反田 地目 田 面積 1, 397 m²

譲渡人、.

譲受人、.

経営地は、田が40, 530 m²、畑が14, 917 m²、計の55, 447 m²です。

申請理由

譲渡人 後継者がいない為、現在の耕作者へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて、引き続き耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻・タバコの作付けです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、AP1、ショベル、トラックを所有してあります。農作業暦は本人が20年、父50年、母40年です。通作距離は600m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、現在、タバコ・飼料を作付けてありますが、購入後は水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月19日に・・・委員さんと譲受人のお父さん立会いの下、現地確認を行っておりますが、・・・委員さんは本日欠席であります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますけど、補足説明は・・・委員さんが欠席のようであります。どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号22番は決定いたします。

続きまして、23番の説明を求めます。

事務局

はい、23番と24番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。23番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触字郷谷・・・・・・ 地目 田 面積 480㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が23,045㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、精米機、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が24年、妻14年、長男、次男共に9年です。通作時間は、車で5分程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

続きまして、2頁の24番 土地の所在

芦辺町中野郷仲触字郷谷・・・・・・ 地目 田 面積 480㎡

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

経営地は、田が23,045㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、譲受人に売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」、「下限面積要件」、「地域との調和要件」につきましては、23番で説明致したとおりであります。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

11月21日に・・委員さんと譲受人、立会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・です。23番と24番、昨日、譲受人御夫婦立ち会いの下、現地を確認しました。現、耕作者が牛の餌を作られておって、小枝が1番違いですので「わのう」になっておりまして、その畜産農家さんも高齢で（所有者）に返すような話になった訳ですけど売るという事で2人共話ができて、・・さんがそれを買い手と売り手が合致しまして、そういう事になっております。2町3反程作られておりますけども、この地区内に1町歩程度、隣の集落に1町3反程度まとまっておりまして、水稻を作付けておられます。何ら地区内、問題ないと思っておりますので、皆さんのご審議をお願いします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第55号23番と24番は決定いたします。

続きまして、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第56号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

郷ノ浦町有安触字西ノ原・・・・・・ 台帳・現況地目 畑 面積 338㎡

転用目的 通路用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 現在の自宅進入路が狭い為、隣接する申請地を自動車旋回及び駐停車地として拡張し利用するので、申請します。というものです。農振農用地区域外の農地で農地の分類は、公共投資の対象となっていない第2種農地として判断を致しております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。11月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。19日に事務局と一緒に立ち会いまして、現地を視ました。現在、畑になっておる訳ですけども何も作ってなく、住宅の入り口であり何ら支障はないというふうに考えております。皆様方のご審議をお願い致します。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第56号、6番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第57号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、7頁をお願い致します。6番と7番は関連がありますので、一括して説明させていただきます。議案第57号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

6番 土地の所在

石田町本村触字丸尾・・・・・・・・台帳地目 畑 現況地目 宅地及び法
面積 327㎡

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 昭和61年頃に畑地目とは知らずに宅地造成し、現在に至っている。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。

続きまして、7番 土地の所在

石田町本村触字丸尾・・・・・・・・台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積 5
68㎡

転用目的 宅地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 昭和61年頃に畑地目とは知らずに宅地造成し、現在に至っている。というものです。位置図、写真は10頁から11頁です。11月19日に・・委員さんと転用者のご家族立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今、事務局から説明がありました通り19日に申請人の・・・さんの弟さんの長男さんの嫁さんが立ち会いにみえられておりました。61年に弟さんの家を建てる時に、この写真をみて分かれると思いますが、昔のミカン畑で岩盤の上に家が今、建っているような状況で入るのに荒れておったものだから造成をしてある訳です。それを知らずにやったという事でしたので、周辺農地へは何ら問題はなかろうかと思しますので、皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第57号6番と7番は決定いたします。

続きまして、議案第58号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第59号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思っております。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第58号と議案第59号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。12頁をお願い致します。議案第58号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。13頁の平成30年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度12頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定、10年間の畑が6筆で7,078㎡、20年間の畑が5筆で5,686㎡、合計11筆で12,764㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、14頁をお願い致します。議案第59号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。15頁の平成30年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度14頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、議案第58号で説明致しました通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第58号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第58号と議案第59号は決定いたします。

続きまして、議案第60号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」（木田地区）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、その前に今回の提案理由につきまして、説明させていただきます。今年の8月に木田地区の農用地利用集積計画につきましては、決定を頂いております。農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業でありまして、基盤整備が完了した後に「農事組合法人・・・」に改めて貸し付ける事になりますと説明を致しておりました。

今回、農林課に確認を致しました所、法人への配分を事業採択前に行うと、担い手への集積割合が高くなってしまい、事業要件に該当しなくなるとの恐れがあった為に、工事完了までの期間は機構と法人で「管理耕作契約」を結び、営農や農地管理を法人で行う等として、要綱等の整備を進めていたようでございます。10月に機構が農村整備課に相談致しましたところ、採択前に配分を行っても集積面積には影響しないということが、判明した為に今回提案するものであります。

16頁をお願いします。議案第60号 「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」（木田地区）、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。17頁～28頁の平成30年11月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度16頁をお願い致します。農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案は、賃借権設定、20年間の田が222筆で240,485㎡、畑が29筆で18,305㎡、計251筆で258,790㎡となっております。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、この件につきまして、何か質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第60号は決定いたします。

続きまして、議案第61号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 29頁をお願いします。議案第61号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画変更（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。耕作者の変更になります。

土地の所在

1番	石田町池田東触字大原	地目	田	面積	1,427㎡
2番	同じく	地目	田	面積	230㎡
3番	石田町池田仲触字鶴田	地目	田	面積	875㎡
4番	同じく	地目	田	面積	1,369㎡

の受け手が.....さんから.....さんへ変更となっております。

土地の所在

5番	石田町池田東触字椿	地目	畑	面積	340㎡
6番	同じく	地目	畑	面積	2,451㎡

の受け手が.....さんから.....さんへ変更となっております。

この計画変更（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第61号は決定いたします。

続きまして、報告事項 農地改良等届出申請について 事務局の報告をお願いします。

事務局 はい、30頁をお願い致します。

報告事項、農地改良等届出書について、農地改良等届出書が、次のとおり提出されましたので報告いたします。

6番、土地の所在

芦辺町箱崎中山触字干拓	地目	田	面積	6,698㎡
-------------	-------	----	---	----	--------

申請人

申請理由 排水不良の為、嵩上げを行い、耕作環境の改善を図る。というこ

とです。

工期は平成30年10月24日～平成31年3月31日までです。

施行者は芦辺町箱崎中山触・・・・・・株式会社・・・・・・

位置図、写真は31頁～32頁です。

続きまして、7番、土地の所在

芦辺町箱崎中山触字干拓・・・・・・地目 田 面積 1,789㎡

申請人・・・・・・

申請理由 排水不良の為、嵩上げを行い、耕作環境の改善を図る。ということ
とです。

工期は平成30年10月24日～平成31年3月31日までです。

施行者は芦辺町箱崎中山触・・・・・・株式会社・・・・・・

位置図、写真は33頁～34頁です。

以上で事務局からの報告を終わります。

議長 はい、報告事項でございますので、よろしゅうございますか。

(はいの声あり)

議長 皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。